

(2) 公有化

A地区およびA'地区については、重要部分から順次公有化し、その保全を計る。

またB地区については、整備上またはその保全のための緊急性がある場合は公有化する。

第5表 保存管理の区分と性格・基準

区 分	性 格	保 存 管 理 基 準
A 	<ul style="list-style-type: none"> ○現指定地 ・昭和50年11月25日国指定を受けた指定地 ○主要部分 <ul style="list-style-type: none"> ・本郭 ・二ノ郭 ・三ノ郭 ・馬出し <p>(管理区分図のAと図示する部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の整備・管理上必要なもの以外は現状変更を認めない。 ・土地の公有化、整備を図る ・指定地内の立木伐採の場合は、枝打ち程度とし、公有地にした場合には立木補償を行う。 ・公有化までは現状での土地利用を認める。
A' 	<ul style="list-style-type: none"> ○未指定地ではあるが、明確に主要部分に含まれ、早急に追加指定が必要な範囲。大手曲輪、旧東海道の一部を含む。 <p>(管理区分図のA'と図示する部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に追加指定が考えられる。 ・Aに準ずる保存管理基準とする
B 	<ul style="list-style-type: none"> ○未指定地ではあるが、城跡の前面を構成し城跡の景観を保全するのに必要な範囲(農地中心) <p>(管理区分図のBと図示する部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に整備計画との調整の上追加指定する。 ・必要に応じ公有化する。 ・建物等は、整備計画に添ったもの以外は認めない。
C 	<ul style="list-style-type: none"> ○未指定地であるが、城跡の前面を構成し城跡の景観を保全するのに必要な範囲。(家並み) ○特に旧東海道については、保全対策も必要。 <p>(管理区分図のCと図示する部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全に協力を求める ・緑化等についても協力を求める

[注] 区分の範囲については別添付図Ⅲ図にA…赤 A'…黄 B…緑 C…青色で示した。